

水俣学通信

第 79 号
2025. 2. 1

Newsletter from the Open Research Center for Minamata Studies



水俣今昔シリーズ25 曾木発電所 1962年と2000年代（鹿児島県伊佐市大口）

目 次

報告：

「関西訴訟最高裁判決から20年を迎えて」
…………… 2

田中泰雄

「ノーモア・ミナマタ第2次新潟地裁
判決について」…………… 3

萩野直路

「大戸迫さんの行政不服と地域社会」
…………… 4

花田昌宣

「水俣の塩田文化」…………… 5

矢野治世美

「阪神大震災から30年、アスベスト飛散
を振り返る」…………… 6

中地重晴

「小柴一良が『水俣物語 MINAMATA
STORY 1971-2024』（弦書房）を出版」
…………… 7

高峰 武

「第22回公德賞を花田昌宣が受賞」…………… 7

『水俣病事件資料集続編年譜』刊行 …… 7

水俣学研究センター日録・編集後記 …… 8

《報告》

関西訴訟最高裁判決から20年を迎えて

弁護士 田中 泰雄
(関西訴訟弁護団事務局長)



2004年10月15日の最高裁判決は基本的に原審の大阪高裁判決を踏襲したものであったが、同年7月に最高裁で弁論が開かれており、とくに行政責任が維持されるか大変心配していたので、当日は判決を聞いてほっとし、感無量だったのを記憶している。

最高裁判決は1995年の政治決着により水俣病問題は解決済みという中で、唯一政治解決を拒否し裁判を続けていた関西訴訟原告に対し「水俣湾周辺海域の魚介類を摂取して水俣病となった者及び健康被害の拡大があった者に対し、賠償責任を負う」として、初めて国と熊本県の水俣病の発生拡大防止責任を認めたもので、その意義ははかりしれない。判決後数ヶ月にわたってマスコミや学者研究者らから取材攻勢をうけたことを思い出す。

判決はまた、原審大阪高裁の感覚障害は主として大脳皮質が損傷されることにより生じるとする、いわゆる中枢説を是認し、国、熊本県の「52年判断条件こそが医学的知見に基づく科学的なもので正当である」との上告理由を退けた。

ところが当時の小池百合子環境大臣は、国の責任を認め謝罪したものの、52年判断条件については直接判断されていないとして52年判断条件の見直しを否定した。

国、熊本県は水俣病を発生拡大させた責任が明確になったのであるから、あらためて、水俣病の全貌を把握し、患者に対する補償を行うべきは当然の責務である。実際熊本県は、同年11月29日「今後の水俣病対策について」を明らかにした。そこでは、八代海全域のメチル水銀に関する水質調査、底質調査、魚類調査(予算8,300万円)と八代海沿岸地域に居住歴のある約47万人のアンケートと医師による健康調査(予算8億7,300万円)が提案されている。

ところが、国は県の環境調査や健康調査に予算措置を講じず、これらは実現しておらず、責任を果たしていない。

この最高裁判決をうけて、再び放置されてきた多数の水俣病患者が認定を求めて声をあげたため、国は2009年水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(以下、特措法)を制定し、お茶をにごそうとした。この特措法37条でも、指定地域等居住者の健康調査を積極的かつ速やかにを行い、公表すること

が規定されている。しかし、未だ具体的に着手せず、結局20年間責任を果たさないままである。

ところで、最高裁判決は、1982年10月の提訴後22年の年月を要しており、判決時には原告患者59名中死亡者は22名となっていた。2024年12月、水俣フォーラムによる水俣京都展が開催されることもあり、私が可能な限り原告患者に連絡したところ、連絡のとれた原告患者は3名だけとなっている。

前述のように国は水俣病の認定基準である52年判断条件に固執し、救済のしくみを見直さなかった。そこで弁護団は関西訴訟の勝訴原告であるF氏が最高裁判決後に認定棄却され公害健康被害補償不服審査会でも否定されたことを契機に、2007年5月司法判断と行政との二重基準を是正すべく水俣病認定義務付け訴訟を提起した。

この訴訟で最高裁判決は2013年4月15日、原告弁護団の主張を認め、行政が狭く限定づけようとする規範内容を取りこんだ水俣病概念に根拠はなく、水俣病は一つであり、52年判断条件該当者は水俣病の一部でしかないことや四肢末端優位の感覚障害のみの水俣病が存在しないという科学的な実証はないことを明確にした。

ところが、再び環境省は52年判断条件を見直すことなく、それまでの52年判断条件の4つの組合せに該当しないことを理由として棄却してきた方法をもはやとれなくなったことにより、2014年3月、曝露条件を限定する新通知(総合的検討通知)を發し、患者の放置切り捨て施策を続けている。そこでは行政が行うべき環境調査や健康調査を懈怠したため、とくに現在では立証困難となっているメチル水銀曝露の事実の立証を患者に過大に要求している。

結局、現在に至るも、国や熊本県は環境調査、健康調査を怠り続け、水俣病の解明を妨げる一方で47年前の古い基準に固執し、不知火海沿岸の多くの水俣病患者を放置し、切り捨ててきたのであり、最高裁判決で断罪された法的責任を未だ果たしていない。

私が関西訴訟の最高裁判決後20年を経てもなお、水俣病認定義務付け訴訟に関与しているのは無責任極まりない国と熊本県の所業によるものである。引続き微力ながら完全解決に尽力したい。

《報告》

ノーモア・ミナマタ第2次新潟地裁判決について

新潟水俣病訴訟を支援する会事務局 萩野直路



国と昭和電工（現レゾナック・ホールディングス株）を相手取り、1人当たり880万円の損害賠償を求めるノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟（現在・原告148人）で新潟地裁は、分離した47人に対し、昨年4月18日、26名を水俣病と認め、各400万円の支払いを命ずる判決を言い渡した（他に2名が公健法で認定）。

除斥期間を適用せず

判決では、水俣病発症から訴訟を提起した時点で、20年の除斥期間が経過していたとしつつ、「正義・公平の理念を踏まえ」、除斥期間を適用しなかった。

国の責任は今回も認めず

原告側は、昭和35年1月、遅くとも昭和36年1月以降、阿賀野川流域に係る水質二法に基づく規制権限を行使せず、昭和電工に対し行政指導を行わなかったのが国賠法1条1項の責任を負うと主張した。

判決では、(1)同種工場でメチル水銀が副生されると明らかになったのは昭和40年代であり、(2)昭和35年の工業技術院東京工業試験所の工場排水調査において、いずれかの工場でチツソに匹敵する総水銀値が検出されていたが、そこに有機水銀が含まれていたかは明らかでなく、昭和電工鹿瀬工場において有機水銀が含まれると認識できたとは言えない、(3)当時、チツソ工場以外で健康被害が出ていると国が把握し得たとも言えない、として国の責任を認めなかった。国が、第1の水俣病事件に向き合うことなく調査を怠った結果、第2の水俣病発生の国の責任を免罪するものであり、司法に対する国民の信頼を裏切る判決だ。

特措法による年齢制限

新潟県においては、昭和40年12月31日以前に1年以上居住しているか、昭和41年11月末までに生まれたことが要件であったが、判決はその後出生した1名を水俣病と認めなかった。

なお、特措法の対象地域について新潟県においては地域外とする問題は起きていない。

共通診断書の信用性を否定

判決は、認定審査のための公的検診は信頼できるとする一方、関川医師が作成した共通診断書に関して、①他の鑑別診断が必要となる疾患をほとんど想定していないなど診断バイアスを排除しようとする姿勢があるのか疑問であり、②一般的な神経内科の診察方法から逸脱するもの、重視し得ないものもあり、③所見の内容や検査所見の記載についても他の疾患との鑑別や事後的に当否を検討する上で問題がある、として共通診断書に依拠して水俣病に罹患しているかどうかを判断するのは困難であり、水俣病かどうかの判断は「主

として公的検診の結果に依拠すべき」とした。

認定申請していない原告は公的検診を受けていないので、今後の新潟地裁、東京高裁での審理において、原告側がどのように主張するのか注目したい。

疫学的因果関係…蓋然性で認定できることを無視

判決は、日本精神神経学会の見解、及び津田敏秀教授の意見書に対して、被告の主張に沿った判断をした。

また「新潟・阿賀野川流域メチル水銀中毒症例の地域調査」（水俣学研究第10号p9～24）については、感覚障害ありとした所見には関川医師による診察結果が含まれており、共通診断書と同様の問題がある等と述べ、原告らが主張する疫学的知見にそのまま依拠することはできないとして、個々の事案における諸般の事情と関係証拠とを総合的に検討して、個々の具体的な症状と原因物質との間の法的な因果関係を検討するとした。判決は、水俣病かどうかの確定診断にこだわっており、100%の蓋然性を要求していると言え、水俣病患者である蓋然性が50%以上なら認定するという環境省の見解を無視している。今後の裁判において、50%以上の蓋然性で水俣病と認めるとする環境省の見解が争点化されるのか注目したい。

政治解決に向けた動き

ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連は、3つの地裁判決を積み重ね、「水俣病被害者とともに歩む国会議員連絡会」と連携して賠償一時金250万円の支給を柱とする政治解決を求める動きを強めている。昨秋の総選挙で政府与党が過半数割れたことは追い風と言えるかもしれない。

昨年6月、立憲民主党は「水俣病問題の解決に向けて講ずべき措置に関する法律案」を提出、廃案となったが、改めて今年1月にも出すと報道されている。

一連のノーモア訴訟に提出されている日本精神神経学会の見解、津田敏秀教授の意見書を踏まえれば、メチル水銀曝露地域で四肢末梢優位、あるいは全身性感覚障害が多発している事実から、原告全員を公健法で認定すべきである。いま必要なのは、新たな法律でなく、公健法の認定基準を改めることであり、安上がりな解決を患者に押し付けてはならない。

なお、新潟地裁に原告側が提出した共通診断書は、判決において重大な問題点を指摘されており、解決に向けての道は平たんではない。

（ノーモア・ミナマタ第2次の判決については、大阪判決（水俣学通信74号p2）、熊本判決（同76号p2）、3つの判決の比較（同77号p2）がある。）

《報告》

大戸迫さんの行政不服と地域社会

熊本学園大学社会福祉学部
(水俣学研究センター研究員)

花田昌宣



大戸迫智さん(50歳)の水俣病について、2025年1月11-12日、水俣市で開催された水俣病事件研究交流集会で姉の坂本みゆきさんより報告があった。

私は、姉の坂本みゆきさんとは以前からの知人で、彼女は熊本の人権教育の関係でハンセン病や水俣病にかかる啓発講演などをしてきた。また、大戸迫さんのおじに当たる猛さん(チッソ勤務)とは、私が主宰していたチッソ労働運動史研究会でのながい付き合い。ただ、いずれも家族のことを伺うわけではなく、この度改めて問題になった大戸迫智さんについてはある程度の話は聞き、資料も少しは持っていたものの深い関わりがあったわけではない。

そこに今回、姉の坂本みゆきさんから研究会での報告があったので改めて資料を引っ張り出してみている。大戸迫智さんは胎児性水俣病の疑いで係争中。水俣病認定申請を棄却され、その後行政不服審査請求を行ったがこちらも棄却された。そこで認定を義務づける訴訟を起こせないかとの問いかけであった。

ところで、認定申請を棄却され行政不服審査請求手続きを取って逆転認定されたケースは、川本輝夫さんをはじめ同時期の患者さんたち、さらに緒方正実さんらなど水俣病事件史では何件もある。また、認定義務付け訴訟で勝訴した件では、溝口チエさんのケースがあり、水俣病の患者運動史では法的争いを通して認定を勝ち取った被害者は決して少なくない。

さて、当該の大戸迫智さんは1965年6月12日水俣川河口に近い水俣市桜ヶ丘に生まれ育ち、10歳ごろには松橋養護学校に入学している。行政不服審査請求に伴って熊本県から提出された認定審査会資料によれば、一時期熊本市東区の熊本県身体障害者センターに入所したこともあるが、その後松橋の療護施設くすのき園にも5年余りいたことがある。1975年に身体障害者手帳の交付を受け「脳性麻痺による体幹機能障害」(2種5級)とある。

さらに資料によれば、1974年の水俣市で実施された水俣病にかかる住民健康調査において3次検診まで進み、その時に脳性麻痺と言われ、そこでの助言をもとに「特殊学級」に編入。1978年からは松橋養護学校。(なお、1974年実施であれば「水俣湾周辺地区住民健康調査」であり、55千人が受診しており三次検診まで実施され155人が水俣病とされている。ただこの健診で水俣病(疑い)とされても認定申請手続きを取らなければ補償救済への道が開かれるわ

けではない。智さんの場合、水俣病が疑われても当然なのであるが詳細は不明である。)

なお、家族内の水俣病に関して言えば、家族内発症例はないことになっている。生母の食生活に関して資料を見てみれば、「母が近隣の魚屋などから購入、魚、特に貝類を好んでいた」とされている。

大戸迫智さんは2015年9月4日に棄却処分を受けている。50歳である。水俣病に罹患して何の不思議もないが、1965年生まれというのは胎児性水俣病の多発時期からは少し遅いかもかもしれない。ただこの時期はすでに水俣地域では水俣病を隠す時期に入っていたので水俣病を疑うことはなかったのかもしれない。(さらにいうと、我々が実施した2016年の8,000人のアンケート調査の結果に基けば、実はまだまだ調べられていないからわからないという方が正確。)

さて、認定申請を棄却した処分庁である熊本県の大戸迫智さんに関する疫学的条件に関わる主張は、出生年である1965年に関して「汚染が認められる時期に同居家族に認定患者はいない、漁業の従事歴はない」ので水俣病に罹患するという疫学的条件を満たしていない、母親も水俣病ではない、ということである。

確かに論点としては、1965年生まれでかつ漁家ではない家庭に生まれて胎児性水俣病と言えるのか。さらに同居家族に水俣病認定患者はいない、同居家族に水俣病の症状が認められないという点も気になる。これは本人の障害は水俣病によるものなのか、また胎児性水俣病の診断基準は何かという問いとも重なる。処分庁である熊本県は「知的障害、運動障害、言語障害は脳性麻痺によるもの」と言い、「脳性麻痺の原因は明らかではない」「周産期異常の可能性」があるという。理由もなく水俣病の可能性を疫学的条件を検討する時点で排除してしまうのである。

紙幅の制限があるので詳しくはまた別の機会に譲るが、処分庁である熊本県の言い分は、水俣病を否定するためだけの「タメにする」議論である。胎児性小児性水俣病が1962年ごろまでに多発しているがその後収束したという調査も議論もない、脳性麻痺の原因が不明と言いつつ水俣病によるものではないというのもまたタメにする」議論に過ぎない。

出生時、出生地さらに生活歴や病歴、障害歴を踏まえるのであれば水俣病との可能性が高いと判断できる。

《報告》

水俣の塩田文化

熊本学園大学社会福祉学部
(水俣学研究センター事務局長)

矢野 治世美



水俣市文化財保存活用地域計画

2024年12月、「水俣市文化財保存活用地域計画」(以下、「地域計画」)が文化庁の認定を受けたことが発表された。「文化財保存活用地域計画」とは、文化財保存法にもとづく、地域の文化財の保存・活用に関するマスタープラン兼アクションプランである。行政や研究者だけでなく、民間団体や市民の理解・協力を得て、地域社会総がかりによる文化財の保存・活用をめざすという点で、従来の文化財保護にはない特徴を有している。

水俣市の「地域計画」は、市域の文化財の調査研究に関する現状と課題を示している。「本市の特徴的な遺構」ではあるものの、痕跡の把握が難しくなっている「塩田・街道関連遺構」や、水俣病事件に関連する「近現代の遺産」については、神社の祭礼・伝統行事や寺社の構造物とともに計画的に調査を実施していく必要があるとしている。

水俣の歴史的遺構を残す会は、2023年から水俣病関連施設の調査や研究会を重ね、水俣病の原因企業であるチッソが有機水銀を含む排水を流していた百間樋門(排水口)は、かつて水俣で塩作りが行われていたところには塩田の施設の一部であったという見解を示してきた。その成果は『水俣市水俣病関連遺跡群に関する資料 第一集』および『第二集』として発表されている。「地域計画」の実現に、このような市民による主体的な活動が大きく寄与することが期待されよう。

水俣の塩田

江戸時代から明治30年代まで水俣には塩田(塩浜)があり、入浜による塩作りが行われていたことは新旧の『水俣市史』や『聞書 水俣民衆史』にも取り上げられている。

1667年前後に水俣の馬刀潟・日奈田で新地開発が行われたのが近世の塩田の始まりであるが、これは八代郡鹿島、玉名郡長洲、宇土郡網津村とともに、熊本藩による初期の新地開発として実施された可能性が高い。この時に築かれたのが四十間塘と百間塘で、田畑28町余と塩浜17町9反余が開発された。

1797年には、馬刀潟の北側に塩田が拡張された。新しい塩田は「新塩浜」「外浜」と呼ばれ、馬刀潟にあった塩田は「古浜」「内浜」とも呼ばれていたようである。この時に築かれたのが大廻りの塘であり、現在でも塩田用の潮溜まりの痕跡を確認することができる。

二度にわたって開発された新旧の塩田を合わせると、かつては字松ノ元・外浜・三本松・中道・四十間・平浜・馬刀潟・朱利神・梅林・梅道の範囲に44町余の塩田が広がっていた。塩田廃止後、これらの多くはチッソ水俣工場(現・JNC水俣製造所)の敷地となったが、塩浜町という地名や、第二中学校裏にある塩釜神社にそのなごりをみることができる。



塩釜神社 2024年4月28日(熊本県水俣市塩浜町)

塩がつないだ物・人・地域

水俣の塩田では、煎熬(せんごう) (海水を煮詰めて塩を取る作業)に使用する燃料には松葉や雑木の枝葉が用いられていたが、それらは水俣の外平地区のほか、葦北郡内や鹿児島県の長島から調達していた。

水俣の塩は地元で販売・消費されたほか、明治期には熊本県内だけではなく、佐賀・鹿児島まで流通していた。江戸時代に薩摩藩が小川内に設けていた番所の日誌には、水俣の塩売りが国境を越えて大口地方まで出かけていたことが記録されている。

また、鹿児島県大川内村には、かつて「シオオト」「シオテチュ」という風習があった。これは、水俣の丸島から来た塩売りを新生児の「ヤシネオヤ」にするというもので、商人などの来訪者を仮の親とすることで子どもが無事に育つと信じられていたことによる。水俣で塩作りが行われていたところには、塩を通じてさまざまな物や人、地域がつながっていたのである。

塩田の廃止と工場進出によって樋門や塘の役割も変化したと考えられるが、変化の過程を明らかにして人間と環境、開発の関係をとらえなおし、現在や未来のまちづくりに活かすことは、水俣だからこそ可能な「文化財の活用」となるのではないだろうか。

《報告》

阪神大震災から30年、アスベスト飛散を振り返る

水俣学研究センター長 中地重晴
(熊本学園大学社会福祉学部)

災害とアスベスト—阪神淡路30年プロジェクトの活動

本年1月17日で阪神・淡路大震災から30年を迎えた。また、6月末にはクボタショックから20年を迎える。この節目の年に、ひょうご労働安全衛生センターの呼びかけで、関係者と、「災害とアスベスト—阪神淡路30年プロジェクト」(以下30年PJ)を昨年(2024年)初めから1年間、取り組んできた。アスベストによる悪性中皮腫の潜伏期間は10年から50年といわれ、これから被害が出てくる可能性も高い。震度7の大地震から、30年を経て、人々の記憶も薄れてきており、今回のプロジェクトでは、関係者が高齢化する中で、貴重な経験を記録に残すことを目的に、阪神大震災時のアスベスト飛散の再検証に取り組んだ。

30年の節目に、災害とアスベストに関して、私なりに考えていることを述べる。

来るべき地震や災害に備える

1948年福井地震の後、震度計に震度7が加わった。震度7の地震は、阪神淡路が初めて。それから昨年の令和6年能登半島地震まで、6回発生している。今後、阪神大震災と同レベルのM7.3程度の首都直下地震や、東日本大震災並みのM9.0程度の南海トラフ巨大地震の可能性が30年以内に70~80%の確率で起こると言われている。

それ以外にも、地球温暖化とともに、豪雨災害が多発しており、災害のたびにアスベスト飛散が問題となる可能性がある。災害時のアスベスト被害を未然防止していくためには、過去の地震や水害の教訓を活かし、平時から取り組む必要があるといろんな機会に呼びかけてきた。

30年PJでは、昨年9月1日、今年1月12日にシンポジウムを計画し、災害時のアスベスト飛散に警鐘を鳴らすとともに、経験の教訓化を進めてきた。また、ボランティア経験者にアスベスト飛散に関するアンケートを実施した。

阪神大震災の教訓

阪神大震災では、24万棟以上の家屋が全半壊、神戸市内で鉄筋や鉄骨造のビルは1,224棟倒壊、使用不能になった。震災後のビルの解体作業は通常のビルの解体作業とは異なった。2月になって、環境庁が環境中の有害物質のモニタリング調査を実施したところ、当初懸念されていた揮発性有機塩素系化合物等の有害化

学物質の大気中濃度に変化はなく、アスベスト濃度の上昇のみが確認された。西宮市役所や三宮の神戸市中央区役所では、大気中アスベスト濃度が5~6本/Lと、環境庁のモニタリングによる住宅地域や商業地域の濃度が0.1~0.2本/L程度と比較して、2桁濃度が高かった。

同じ頃、私たちは、神戸市東灘区の国道2号線沿いのビルの解体現場周辺で、クロシドライト(青石綿)で160~250本/Lという高濃度のアスベスト濃度を検出した。マスコミが報道したことで、社会問題化した。この解体現場では、クロシドライトが吹き付けられた鉄骨を解体する作業が、散水もせず、無防備の住民が見守り、通行する中で、アスベストを飛散させながら行われていた。

翌年、阪神大震災の教訓として、「①吹き付けアスベストの存在を調査し、記録を保存する。②平時から吹き付けアスベストを除去するよう心がける。③吹き付けアスベスト対策で封じ込めや囲い込みは地震で倒壊すれば、除去工事が必要なので行わない。④地震で倒壊すれば、解体作業時に飛散するので、アスベスト含有建材も使用しない。⑤防災計画にアスベスト対策を入れる。⑥被災住民の登録—健康管理手帳の発行。」が必要だと提起した。

①と②は2005年クボタショック後、多くの自治体で行われるようになった。④は2004年10月、労働安全衛生法で、製造が禁止された。⑤は2011年東日本大震災を契機に、取り組まれるようになった。時間はかかったが、阪神大震災の経験はその後のアスベスト対策に活かされてきた。

健康被害の可能性

悪性中皮腫の潜伏期間は、10年から50年と言われており、これから新たな被害が明らかになる可能性が大きい。阪神大震災時のみのアスベストばく露を理由に、労災や公務災害認定された者が、悪性中皮腫で7名、肺がんが1名いる。石綿健康被害救済特措法の申請者にも阪神大震災を経験したと答えている者が多数いる。

30年前を振り返ると、当時のアスベスト濃度測定法は不十分で、環境庁の調査結果はリスクを大幅に過小評価していることは明らかである。新たな被害に対し、どのように対処するか、災害時のアスベスト飛散防止をどう行うのかが問われている。

《報告》

小柴一良が『水俣物語 MINAMATA STORY 1971-2024』(弦書房)を出版

熊本学園大学特命教授
(水俣学研究センター研究員) 高峰 武

写真家の小柴一良が『水俣物語 MINAMATA STORY 1971-2024』(弦書房)を出版した。小柴にとっては2013年6月に発刊された第一写真集『水俣1974-2013 水俣よサヨウナラ、コンニチワ』(日本教育研究センター)に続く第二写真集である。

小柴が土門拳の撮影助手を経て水俣で暮らし始めたのは1974年初夏のことだ。水俣で小柴はある女性と知り合うのだが、父親は水俣ではよく知られた網元で、一任派の漁協幹部でもあった。「近寄りすぎて、ダメになった。写真家としてのスタンスがとれない」。こんな言葉を知人の写真家に残して、小柴は妻子を連れて出生地の大阪へ引き揚げる。

2007年、水俣市の水俣病資料館であった写真展「水

俣を見た7人の写真家たち」に招かれたことが、28年ぶりの水俣再訪のきっかけとなった。これは写真家としての再出発とも言え、その結実が第一写真集だった。そして約10年ぶりの今回の写真集である。

小柴がカメラを向けるのは、本人の言葉を使えば「小文字の水俣」である。しかし、今回の写真集を見れば、水俣には小文字の水俣も大文字の水俣もないことが分かる。ここにあるのは紛れもない水俣である。そしてこの水俣にも容赦ない時の流れがある。小柴のカメラの特徴の一つは鹿児島島の風景と人物の多さである。これもまた貴重な水俣の記録だ。



《報告》

第22回公德賞を 花田昌宣が受賞



授賞式でスピーチする花田 (写真: 水俣学研究センター)

前センター長の花田昌宣が一般財団法人「熊本公德会」から第22回公德賞を受賞し、2024年11月29日授賞式がありました。公德賞は、福祉や文化、教育などの分野で優れた功績を残し後進の育成などに献身尽力した県内の個人や団体を顕彰するものです。

「原田正純さんの意思を引き継ぎ被害者の立場にたって13年あまり水俣学研究センター長を務めたこと、2016年の熊本地震では熊本学園大学での避難所運営統括責任者として活動されたことが優しい心が響き合う公德会の理念に合致している」が認められての受賞でした。

水俣学研究センター新刊紹介

『水俣病事件資料集続編年譜』

編著：水俣病事件資料集編纂委員会・熊本学園大学水俣学研究センター

2024年10月31日発刊

発行：ホープ印刷株式会社

1969年以降の『水俣病事件資料集』続刊を刊行するために水俣学研究センターが水俣病事件資料集編纂委員会をたちあげました。資料を収集するなかで作成した年表を中間報告のために刊行しました。

刊行には一般財団法人水俣・熊本みらい基金などの助成を受けています。



※頒布はしていません。

水俣学研究センター日録

10月

- 1日 第21期公開講座「つくりたい水俣の未来を考える」1回目『『水俣』を学ぶ／学ばせる意味～広島女学院高校Global Issuesにおける取組から』加藤弘輝氏（水俣）
- 3日 水俣学講義2回目「漁村の暮らしと水俣病事件」井上（大学）
- 5日 若かった患者の会（水俣）
- 8日 公開講座2回目「森と棚田のめぐみはタダで良かですか？」沢畑亨氏（水俣）
- 9日 毎日新聞社取材受入れ：花田（大学）
- 12日 関西訴訟最高裁判決20年集会（水俣）
- 15日 公開講座3回目「環境福祉政策からのまちづくり～水俣の未来～」炭谷茂氏（水俣）
- 17日 水俣学講義4回目「神経生理学からみた水俣病」南部篤氏（大学）
- 22日 公開講座4回目「里山（の保育）で育つ子どもは、安心としあわせに満ちみちて」宮里六郎氏（水俣）
- 24日 水俣学講義5回目「ノーモア・ミナマタ第2次訴訟原告の現状とおもい」森正直氏（大学）
水俣の環境を考える市民会議（水俣）
- 25日 若かった患者の会（水俣）
インタビュー調査受入れ：花田（大学）
- 26日 令和6年度 三池炭鉱 掘り出し物語第2回「水俣病と三池CO中毒―事故と被災者の現在―」花田（福岡）
- 31日 水俣学講義6回目「ノーモア・ミナマタ訴訟判決の問題と対策」寺内大介氏（大学）
熊本日日新聞社取材受入れ：花田（大学）

11月

- 7日 水俣学講義7回目「八代海の水質汚染と住民の健康影響」蜂谷紀之氏（大学）
- 10日 風力水俣市民会議運営委員会（水俣）
文化財を活用した地域づくり「塩がつかないだ水俣の人・もの・歴史」矢野（水俣）
- 12日 差別禁止法研究会（オンライン）
- 13日 若かった患者の会（水俣）
- 14日 水俣学講義8回目『『水俣に関する水俣条約』の概要と採択までの道のり』早水輝好氏（大学）
- 19日 毎日新聞社取材受入れ：花田（大学）
- 20日 環境省村田氏と面談：中地（大学）
- 21日 水俣学講義9回目「石牟礼道子さんとの日々」浪床敬子氏（大学）

Tウオッチ公開講座講演「半導体製造工場で使用される有害化学物質を考える」中地（オンライン）

- 25日－12月1日 国連プラスチック条約INC5・セミナー：中地（釜山）
- 27日 環境省実務者会議（水俣）
- 28日 『水俣学研究』編集委員会
水俣学講義10回目「水俣病の補償・救済制度」田尻（大学）
- 29日 第22回公德賞授賞式：花田（熊本）
- 30日 福祉環境学科特講水俣調査（水俣）

12月

- 5日 水俣学講義11回目「水俣病事件報道の難しさと環境報道のいま―環境省の患者認定の闇を追って―」杉本裕明氏（大学）
- 7日 公害研究委員会（オンライン）
若かった患者の会（水俣）
- 11－12日 福岡女子大研修受入れ：田尻・中地（水俣・大学）
- 12日 水俣学講義12回目「胎児性・小児性水俣病患者への補償と社会福祉的課題」永野いつ香氏（大学）
- 13－15日 新潟大学研修受入れ（水俣）
- 14－16日 能登地震調査：中地（七尾・輪島・金沢）
- 17日 南日本新聞取材受入れ：花田（水俣）
水俣病被害者支援者連絡会（水俣）
- 19日 水俣学講義13回目「水俣仏舎利塔の護持活動」山口紀洋氏（大学）
- 24日 阿部知子参議院議員ら視察受入れ（大学）
- 27日 第1回メチル水銀による健康影響にかかる疫学調査の在り方に関する検討会（オンライン）

隔週火曜：健康・医療・福祉相談（水俣）

その他：胎児性水俣病世代の被害に関するWG、水俣病研究会資料貸し出しと返却受入れ、社会福祉法人くまもと障害者労働センター研修、災害避難所関連、人権研究関連、部落問題、障害者問題、豊島関連、オリーブ基金、阪神大震災30周年関連、Tウオッチ、アスベスト関連、オリーブ基金、ダイオキシン関係、化学物質と環境政策、福島関連、労働安全衛生センターなども行いました。

編集後記

たくさんの人が生きている。そしてそれぞれの想いや考えを持っている。全く同じなどありえない。でも一緒に生きることを大切にしたい。（M・T）

水俣学通信

第79号 2025.2.1

編集／熊本学園大学水俣学研究センター 発行人／中地 重晴
連絡先／〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 熊本学園大学水俣学研究センター
Tel：096-364-8913（ダイヤルイン） Fax：096-364-5320
https://gkbn.kumagaku.ac.jp/minamata E-mail: minamata@kumagaku.ac.jp

印刷／ホープ印刷株式会社